

平成 20 年 9 月 22 日

厚生労働大臣
舛添要一様

特定非営利活動法人

全国精神障害者地域生活支援協議会

代表 伊澤 雄



障害者福祉サービス事業所の防火対策強化に関する意見書

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素より障害者福祉施策の増進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 18 年 1 月の北九州市認知症グループホームでの火災を機に、平成 19 年 6 月に「消防法施行令」が改正され、障害者福祉サービス事業の防火設備強化に関する新基準が打ち出されました。さらに本年 6 月には、神奈川県綾瀬市で知的障害者グループホームの火災も発生し、障害者が利用する関係事業所の防火対策は、居住支援系事業(グループホーム・ケアホーム)を軸に焦点化しています。防火対策の新基準は平成 21 年 4 月から実施予定であり、現在、総務省消防庁による都道府県への新たな基準の提示とともに、それに則して居住支援系事業の防火対策の実態を把握すべく、各地の消防署による立ち入り検査が進んでいます。

新基準に拠れば、建物全体を防火対象とする「複合用途建造物」という概念のもと、建物内のグループホーム・ケアホームの占有スペースを除く一般住戸や他のテナントも防火対象となります。つまり、建物内の福祉サービス以外のスペースも防火設備が必要となり、今回の対策が他を巻き込む構図となっています。また本対策は居住支援系事業に限られた対策という認識が広がっていますが、「障害者自立支援法」の全ての福祉サービス事業を対象としており、障害者福祉分野全体にとって極めて大きな問題です。現状の福祉サービス事業の多くは建物を部分的に借り受けながら実施されているという実態があります。つまり本対策が、建物所有者や周囲の一般市民にどのように映るのか、大変気がかりで、「障害者＝災害弱者＝防火対策強化」という図式の強調は、建物所有者の受け止め方次第では、事業存続の危うさに通じます。進め方を誤ると、建物内的一般入居者や他のテナントとの新たなコンフリクトを招く恐れもあります。また事業を利用する方々の災害に対する対処力や危機管理能力を考えた場合に、その力は障害の態様や社会経験のありようによって様々だと思われ、一律均質な対策が必要とは考えにくいものです。このような危うさと、妥当性を欠く対応に陥らぬよう願います。さらに新たな防火設備を導入する主体は誰なのか、またその資金はどのように確保するのかという、関連する別の課題も発生しています。

以上のことから本対策は、各事業の実情（事業設置の経緯や固有の運営事情、利用者の状況等）に基づく慎重な対応を基本に、一律均質な防火対策ではなく個別対応策としていただくとともに、設備整備に必要な財政措置も視野に入れた対策としていただくようお願いいたします。さらに総務省消防庁とはこのような視点を共有していただくよう切にお願い申し上げます。